

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

令和7年8月20日  
経済産業省  
中小企業庁  
小規模企業振興課

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関して、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和7年7月18日（金）～令和7年8月16日（土）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 御意見総数

4件

※ なお、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関連する内容に言及のない御意見（2件）については、当省の考え方は示しませんが、承っております。

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

## 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集結果の概要

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、誤字等は修正しております。

No.	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>商工会制度の見直しに関する意見            商工会制度の見直しにあたり、現場の実態に基づいた意見を申し上げます。            現在検討されている「支援体制の強化」によって、多くの中小事業者の売上や経営成果が劇的に向上するとは考えにくいのが実情です。            なぜなら、事務支援やバックヤードの効率化のみでは、売上や収益には直結しません。            また、効率化が必要な事業者の多くはすでにIT導入や業務改善に取り組んでおり、支援の余地が限られています。            一方で、現状のままで十分と感じている事業者は、支援策を導入しても活用が進まないことが多く、結果的に制度が機能しないおそれがあります。            さらに、今から商工会職員を育成して、専門的なコンサルタントレベルに引き上げるのは現実的ではありません。            それよりも、商工会自身の業務フローを徹底的にデジタル化し、職員の余力を生み出すことで、現場の声に耳を傾ける時間・体制を確保することが、真の支援につながると思います。            余力が生まれれば、事業者との対話や個別課題の把握が進み、制度や予算を現場起点で設計できるようになります。            「伴走型支援」を掲げるのであれば、まず商工会がネットワーク軽く動ける体制をつくるのが先決です。            したがって、本制度の設計にあたっては、支援機関の人的強化よりも、商工会の業務のDX化(例:決済、申請、書類管理などのオンライン化)その余力を使った事業者との密なコミュニケーションと情報収集その上で地域ごとの内需喚起策・消費促進策へとつながる予算の執行というように、段階的かつ現場主導の運用を基本に据えるべきと考えます。            現場を支える制度であるからこそ、形式的な体制強化ではなく、「使われる制度」「機能する仕組み」に再構築されることを期待します。            ご検討のほど、よろしくご意見申し上げます。</p>	<p>小規模企業振興基本計画(第三期)(令和7年3月25日閣議決定)を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を促進するための取組への支援を講じることで、小規模事業者の支援体制の充実に努めてまいります。</p>
2	<p>現状においても経済産業局において助言を得ており、実務的にはあまり変化がないものとする。            昨年度、経営発達支援計画の法定経営指導員の変更を行ったがこれも経済産業局とのやりとりをして実施した。            更新や変更申請を行うにあたり経済産業局での対応になれば、認定までの時間が短縮されると考える。</p>	<p>本政令の改正により、経営発達支援計画の認定について、その権限を経済産業大臣から経済産業局長に変更することで、事前相談や認定審査の段階において地方経済産業局の関与を増やすことにより、より現場に近く、地域の実情を踏まえた支援計画の認定が可能となると考えております。</p>
3	<p>(1)地域の課題を目標で捉え、持続し、実現可能な計画し、地域課題型の支援計画を策定することが望ましい。            (2)商工会の慢性的なマンパワー不足の解消を含めて、今まで以上に他の認定支援機関や農協、保証協会、地域商社との連携し、商工会の機能を高める必要がある。            (3)商工会も事業者に寄り添う伴走支援にシフトし、職員の支援スキル向上を図り、抱える課題も事業者ごとに複雑・多様化していることから、話を聞く力(傾聴)を養い、まとめられる能力の高い職員(経営指導員・経営支援員)の育成が急務である。            ただ単に、支援計画を策定するのではなく、実効性の高い支援計画、事業者が求めている支援計画を望む。</p>	<p>本政令の改正により、経営発達支援計画の認定について、その権限を経済産業大臣から経済産業局長に変更することで、事前相談や認定審査の段階において地方経済産業局の関与を増やすことにより、より現場に近く、地域の実情を踏まえた支援計画の認定が可能となると考えております。            また、小規模企業振興基本計画(第三期)(令和7年3月25日閣議決定)を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を促進するための取組への支援を講じることで、小規模事業者の支援体制の充実に努めてまいります。</p>
4	<p>経営発達支援計画の認可に関する「計画策定」サポートはもちろんのことですが、認可後の円滑な「計画実行」のためのサポートについても、同様のサポートを望みます。            経営発達支援計画に掲げている地場産業の支援について、昨年度も経済産業局から様々なサポートをいただいており、当該産業の振興にご尽力くださいました。            このような関係性は商工会の支援業務にとって非常に貴重なものであり、今後も引き続き「計画実行」サポートを望みたいところです。            また、本会と同じような課題(共通課題)を持つ認定支援機関の橋渡しなど、都道府県の枠を超えた関係づくりの構築も望みます。            このような関係構築を期待して、各局への権限委任については「賛成」です。</p>	<p>小規模企業振興基本計画(第三期)(令和7年3月25日閣議決定)を踏まえ、広域的な支援体制の構築等を促進するための取組や経営発達支援計画に基づく取組への支援を講じるとともに、同計画に基づく取組に対して、都道府県と定期的な連絡会議を開催し、実態把握や情報共有等を図りつつ、国と地方公共団体が緊密に連携して支援を講じてまいります。</p>